

監督処分一覧

年度	処分年月日	業者名	処分の原因となった事実	処分の内容	営業停止期間
R4	R4.11.14	株 トラスト	建設業法違反(軽微な工事以外の工事の契約施工)	営業停止	4日間
R4	R5.3.31	株 T.H	他法令違反(労働安全衛生法違反)	指示	
R4	R5.3.31	株 長里建設	他法令違反(労働安全衛生法違反)	指示	

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株) トラスト	代表者氏名	田中 末春
主たる営業所の所在地	長崎県長崎市松原町2349-4		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年11月14日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第2項第2号に該当)		
処分の内容(営業停止命令) 1. 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関するすべての営業。 2. 停止を命ずる期間 令和4年11月28日から令和4年12月1日までの4日間。			
処分の原因となった事実	請負契約に関する不誠実な行為		
株式会社トラストは、民間工事において、建設業許可を有していないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を越える請負契約を締結した。 また、同社は偽造した建設業許可通知書(写し)を関係業者に提出した。 これらのことは、建設業法第28条第2項第2号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	建設業許可通知書の偽造及び行使については告発を行った。		

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社T. H	代表者氏名	阿比留 徹美
主たる営業所の所在地	長崎県長崎市三京町2028-2		
許可番号	長崎県知事 (般-1) 第13491号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、石、管、鋼、舗、し、 塗、園、水、解

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和5年3月31日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号に該当)		
処分の内容 建設業法第28条第1項に基づく指示 1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。 ①建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守すること。 ②社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図り、労働災害の再発防止に努め、建設業者として適正な業務を行うこと。 2. 前項各号について講じた措置(貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
株式会社T. Hは、令和2年12月24日、下請として入場する長崎県長崎市野母町1665番地内の野母崎地域センター正面玄関庇改修工事現場において、同正面玄関に設置していた鉄鋼庇の解体作業を行うに当たり、危険を防止するための必要な措置を講じなかった結果、庇が落下し、同庇の一部が作業員に直撃し重篤な障害を負わせたことが判明した。株式会社T. H及び同社代表取締役は労働安全衛生法違反により、株式会社T. Hは罰金10万円、同社代表取締役は罰金40万円の略式命令を受け、令和5年2月7日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当し、監督処分の対象となる。			
その他参考となる事項	長崎労働局長からの通報		

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社長里建設	代表者氏名	山口 健志
主たる営業所の所在地	長崎県諫早市小長井町打越191		
許可番号	長崎県知事 (般-4) 第191号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、と、管、舗、し、塗、 水、解

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和5年3月31日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号に該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示			
1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。			
①建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守すること。			
②社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図り、労働災害の再発防止に努め、建設業者として適正な業務を行うこと。			
2. 前項各号について講じた措置(貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
株式会社長里建設は、令和3年10月30日、諫早市から受注した「坂ノ下農地外9箇所災害復旧工事」の現場内において、車両系建設機械を用いて法面を掘削し、掘削後の穴底に設置された型枠内に生コンクリートを打設する際に、誘導者を配置することなく作業を行った。このことにより作業員に危険が生ずるおそれのある箇所に、作業員を立ち入らせ、機械による危険を防止するため必要な措置を講じなかった結果、作業員と車両系建設機械のバケット部分が接触し、作業員が死亡したことが判明した。			
株式会社長里建設及び当該工事の現場代理人は労働安全衛生法違反により、法人は罰金20万円、当該工事の現場代理人は罰金30万円の略式命令を受け、令和5年2月17日にその刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当し、監督処分の対象となる。			
その他参考となる事項	長崎労働局長からの通報		